

○登米市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

令和6年3月28日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「事業」という。）の実施について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、登米市とする。

- 2 市長は、事業の全部又は一部を、適正かつ効果的に実施することができると認められる法人格を有する団体へ委託することにより実施することができるものとする。
- 3 事業は、登米市生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）と一体的に実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業による支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内に居住地を有する生活困窮者であって、自立相談支援事業により実施したアセスメントの結果を踏まえ、登米市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議設置要綱（平成27年登米市告示第297号）に規定する支援調整会議において、家計の改善又は家計を管理する能力を高める支援を受けることが必要とされた者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める者を支援対象者とすることができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 家計管理に関する支援 支援対象者とともに、家計状況の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図り、家計管理能力を高めるための支援を行う。
- (2) 家賃、税金、公共料金等の滞納解消に向けた支援 支援対象者の家計状況、滞納状況等を勘案して、徴収免除、徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、担当部署、事業所等との調整や申請等の支援を行う。
- (3) 債権整理に関する支援 多重・過重債務等により債務整理が必要な支援対象者に対し、弁護士等と連携して債務整理に向けた支援を行う。
- (4) 貸付けのあっせんに関する支援 支援対象者の家計状況を把握し、一時的な資金貸付けが必要な場合に、貸付金の額及び使途、家計再生の見通し等の情報を貸付機関と共有し、貸付けの円滑かつ迅速な審査につなげる支援を行う。

- 2 市長は、事業を効果的かつ効率的に実施するため、家計再生プラン（家計改善計画）（様式第1号。以下「家計再生プラン」という。）により解決すべき課題を整理し、早期に家計を再生させるための計画を作成するものとする。
- 3 家計再生プランの内容は、事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

（家計改善支援員の配置）

第5条 事業の実施に当たり、家計改善支援員を配置する。

- 2 家計改善支援員は、次の各号のいずれかの資格を有する者又はこれらの者と同等の能力若しくは実務経験を有する者であって、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタント
- (2) 社会福祉士
- (3) 社会保険労務士
- (4) ファイナンシャルプランナー

（個人情報保護）

第6条 事業の実施に携わる職員は、支援対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事業実施に係る留意事項）

第7条 事業は、家計改善支援事業の手引き（平成27年3月6日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に基づき実施するものとする。

- 2 家計改善支援員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

家計再生プラン（家計改善計画）

ID		担当者 氏名：	
作成日	年 月 日	作成回	プラン（ ）回目
ふりがな		性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）

○解決したい課題（主に、家計改善支援事業により、解決を図りたい課題）

--

○目標（目指す姿）（本人が設定）※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画表を添付

--

○プラン（家計改善支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入）

実施すること （本人・家族等・家計改善支援機関・その他機関）	備考（関係機関・期間・頻度など）

○プラン期間と次回モニタリング（予定）時期等

プラン期間	次回モニタリング時期	次回面談予定日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

本人確認欄	年 月 日
-------	-------

様式第 1 号（第 4 条関係）